

平成29年2月

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

平成29年2月15日 開会
同 日 閉会

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

平成29年2月和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議事日程（第1号）

平成29年2月15日（水）

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期決定について
- 日程第 4 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する
条例の一部を改正する条例について)
- 日程第 5 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
(和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇
等に関する条例の一部を改正する条例について)
- 日程第 6 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
(和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関
する条例の一部を改正する条例について)
- 日程第 7 議案第 1号 平成28年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計
補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第 2号 平成28年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計
補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第 3号 和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関す
る条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 4号 和歌山県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の策定
について
- 日程第11 議案第 5号 平成29年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計
予算
- 日程第12 議案第 6号 平成29年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計
予算

会議に付した事件

日程第 1 議席の指定から

日程第 12 一般質問まで

出席議員 (27名)

2番	中 塚 隆 君	3番	黒 原 章 至 君
4番	堀 内 和 久 君	5番	万 賀 幸 雄 君
6番	松 本 隆 史 君	7番	出 水 豊 数 君
9番	石 脇 順 治 君	11番	田 代 哲 郎 君
12番	溝 北 好 一 君	13番	嶋 田 勇 治 君
14番	所 順 子 君	16番	檜 原 淳 奈 君
17番	佐々木 裕 哲 君	18番	中 西 満 寿 美 君
19番	楠 山 博 之 君	20番	玉 置 一 郎 君
21番	堀 口 晴 生 君	22番	竹 本 栄 次 君
23番	小 畑 貞 夫 君	24番	溝 口 耕 太 郎 君
25番	山 本 明 生 君	26番	岡 本 克 敏 君
27番	荒 尾 典 男 君	28番	福 田 忠 由 君
29番	矢 本 和 久 君	30番	久 保 隆 俊 君
31番	沼 谷 美 次 君		

欠席議員 (3名)

1番	山 本 宏 一 君	8番	福 田 讓 君
15番	松 本 典 久 君		

説明のための出席者

広域連合長	神 出 政 巳 君	副広域連合長	真 砂 充 敏 君
副広域連合長	小 出 隆 道 君	事務局 長	富 永 久 君
事務局次長 兼総務課長	一 岡 真 成 君	業 務 課 長	岡 真 次 君
総 務 課 班 長	畑 野 隆 君	総 務 課 班 長	山 中 秀 幸 君
業 務 課 班 長	大 地 徹 君	業 務 課 班 長	森 井 信 行 君
業 務 課 班 長	宇 津 績 君		

事務局職員出席者

書 記 長	山 澤 研 一	書 記	上 西 公 次
-------	---------	-----	---------

午後1時00分 開議

○副議長 皆さん、こんにちは。

[「こんにちは」との声]

○副議長 副議長の堀口でございます。山本議長が病気になり、本日の会議を欠席する旨届け出がありました。よって、地方自治法第106条の第1項の規定に基づき、副議長の私が議長の職務をつとめさせていただくので、皆様のご協力をお願い申し上げます。

それでは、ただいまから平成29年2月15日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。議事日程はお手元に配付しているとおりであります。

この際、新たに広域連合議会議員に選出されました議員の仮議席の指定を行います。このほど、新しく広域連合議会議員にみなべ町の竹本栄次君、日高町の楠山博之君、美浜町の中西満寿美君が選出されました。仮議席は、ただいま御着席の議席と指定します。

日程に入るに先立ち、広域連合長から招集のあいさつのため発言を求められていますので、これを許可します。

○連合長 番外。広域連合長。

○副議長 広域連合長、神出政巳君。

[広域連合長 神出政巳君 登壇]

○連合長 皆様、こんにちは。

[「こんにちは」との声]

○連合長 開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会2月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、何かとご多用の中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。また平素より、本広域連合の運営に格別のご支援、ご協力を頂いておりますことに、厚く御礼を申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度は、来年度、節目の10年を迎えることとなります。制度発足当初は、様々な問題を抱えてのスタートでありましたが、運用面での改善や一昨年の法律の成立により定着し、皆様方にも受け入れられる制度になったものと思います。

一方、9年が経過する中、本広域連合における被保険者の一人当たり医療費は、平成20年度83万7千円であったものが、平成27年度では、93万9千円と、高齢化の進展や医療の高度化に加え、近年の高額薬剤の認可等により大幅に増加しています。医療制度を持続可能で安定したものとするためには、被保険者一人一人の健康寿命をいかに伸ばしていくかが大きなテーマとなると考えます。

私どもは、保健事業を充実させることが、健康寿命延伸のために重要な施策であるとの思いから、来年度その一環として健診事業の自己負担を無料化し、受診率の向上に努

めたいと考えております。

今後とも保険者として、制度の更なる安定、ひいては高齢者の方々が安心して医療を受けられる環境の実現に向けて、様々な施策を講じてまいる所存でありますので、議員の皆様方におかれましては、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本議会定例会におきましては、専決処分の承認のほか、平成 28 年度一般会計及び特別会計補正予算、平成 29 年度一般会計及び特別会計予算、第 3 次広域計画等の諸議案を上程しております。議員の皆様方におかれましては、慎重審議のうえ、ご賛同賜りますようお願いを申し上げ、招集のごあいさつといたします。

○副議長 日程第 1 「議席の指定」を行います。

今回新たに広域連合議会議員に選出されました議員の議席は、会議規則第 3 条第 1 項の規定により、副議長において、お手元に配付の議席表のとおり指定します。

次に、日程第 2 「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 72 条の規定により副議長において、12 番、溝北好一君、及び 31 番、沼谷美次君を指名します。

次に、日程第 3 「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日 1 日間としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」との声]

○副議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定しました。

次に、諸般の報告をさせます。

○書記長 ご報告いたします。

平成 29 年 2 月 1 日付け、和広第 440 号をもって、広域連合長から本日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会に提出する議案が送付されております。議案はお手元に配付いたしております。

次に、平成 28 年 8 月 25 日付け、和広監第 6 号、同年 9 月 30 日付け、和広監第 7 号、同年 10 月 21 日付け、和広監第 8 号、同年 11 月 17 日付け、和広監第 9 号、同年 12 月 26 日付け、和広監第 10 号、平成 29 年 1 月 25 日付け、和広監第 11 号をもって、監査委員から例月出納検査の結果に関する報告がまいっております。写しはお手元に配付いたしております。以上でございます。

○副議長 次に、日程第 4、承認第 1 号「専決処分の承認を求めることについて」から日程第 12、議案第 6 号「平成 29 年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算」までの 9 件を一括議題とし、当局から提案理由の説明を求めます。

○連合長 番外。広域連合長。

○副議長 広域連合長。神出政巳君。

[広域連合長 神出政巳君 登壇]

○連合長 改めまして、ただいま上程されました諸議案につきまして、その概要を

一括してご説明申し上げます。

まずは、承認関係でございますが、承認第 1 号、和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例については、一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴う、給料表及び手当の改正でございます。

次に、承認第 2 号、和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、及び承認第 3 号、和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員法の育児休業等に関する法律などの改正に伴い、介護休暇及び育児休業等に係る所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第 1 号、議案第 2 号につきましては、平成 28 年度補正予算関係でございます。一般会計におきまして訴訟委託料 198 万 8 千円を繰越明許とし、特別会計におきまして 2,368 万 5 千円を増額補正するものでございます。

続きまして、条例改正関係でございます。議案第 3 号、和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令の交付、並びに保険料の軽減特例措置の見直しに伴い、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第 4 号、和歌山県後期高齢者医療広域連合第 3 次広域計画の策定につきましては、地方自治法第 291 条の 7 第 1 項の規定に基づき、第 2 次広域計画に続いて、新たに 5 年間の期間を定めて第 3 次広域計画を策定するものでございます。

議案第 5 号及び議案第 6 号は、平成 29 年度当初予算関係でございます。平成 29 年度の予算総額は、一般会計で 1 億 9,827 万 6 千円、特別会計で 1,418 億 2,154 万 3 千円でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、詳細につきましては事務局長から説明させますので、議員の皆様方におかれましては、慎重審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○副議長 次、補足説明を許可します。

○事務局長 副議長、番外。

○副議長 事務局長、富永久君。

[事務局長 富永久君 登壇]

○事務局長 事務局長の富永でございます。それでは補足説明をさせていただきます。

まず、議案書の 1 ページをお開き願います。承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについては、和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により平成 28 年 11 月 30 日に専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づき、これを議会に報告しご承認をお願いするものでございます。本条例につきましては、平成 28 年 11 月 24 日に一般職の職

員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正を行い、年内に差額支給するため専決処分したものでございます。改正は2条構成でございます。内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。

12 ページをお開き願います。第1条関係は、第24条第2項の勤勉手当の支給率を100分の90に改め、別表の給料表を改正するものでございます。20 ページをお開き願います。第2条関係は、第11条の扶養手当について、配偶者及び他の扶養親族に係る手当額を段階的に見直すものでございます。また、第1条関係で改正した第24条第2項の勤勉手当の支給率を、6月、12月ともに100分の85に改正するものでございます。第1条関係につきましては、勤勉手当の支給率は、公布の日から施行し、給料表は平成28年4月1日から適用し、改正後の給料表の適用を受ける場合は、すでに支給されている給与については内払いと見なす旨規定してございます。また、第2条の規定につきましては、平成29年4月1日から施行するものでございます。

次に、25 ページをお開き願います。承認第2号、専決処分の承認を求めることについては、和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により平成28年12月26日に専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを議会に報告しご承認をお願いするものでございます。本条例につきましては、平成28年11月24日に、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、また平成28年12月2日に、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、法律の施行に合せて所要の改正を行うため専決処分したものでございます。内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。

28 ページをお願いします。第8条は、早出及び遅出勤務の要件となる子の範囲を拡大するもので、第9条は引用条文の整備でございます。29 ページをお願いしまして、第12条以降につきましては、介護休暇の分割及び介護時間休暇を新設するもので、平成29年1月1日から施行するものでございます。

次に33 ページをお開き願います。承認第3号、専決処分の承認を求めることについては、和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により平成28年12月26日に専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを議会に報告しご承認をお願いするものでございます。本条例につきましては、平成28年12月2日に、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、法律の施行に合せて所要の改正を行うため専決処分したものでございます。内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。

36 ページをお開き願います。第2条の2から第10条までは、育児休業の子の範囲の

拡大に伴い条文を整備するもので、38 ページをお開き願ひまして、第 19 条は、育児部分休業と併せて従来からの育児時間休暇または新設の介護時間休暇を取得する場合は、育児部分休業の承認時間を減ずることとし、平成 29 年 1 月 1 日から施行するものでございます。

続きまして、議案第 1 号及び第 2 号の平成 28 年度補正予算関係についてご説明いたします。議案書の 40 ページをお開き願ひます。

議案第 1 号は、平成 28 年度一般会計補正予算（第 2 号）でございます。地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費として、繰越明許費を設定するものでございます。41 ページをお開き願ひます。第 1 表繰越明許費でございます。第 2 款総務費、第 1 項総務管理費、訴訟委託料 198 万 8 千円は、平成 27 年度に提起された訴訟に関する弁護士 2 名への報酬を計上したものです。訴訟の結審が平成 29 年度の見込みとなったため、翌年度に繰越して執行するものでございます。

次に、議案第 2 号、平成 28 年度特別会計補正予算（第 2 号）でございます。44 ページをお開き願ひます。歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ 2,368 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1,397 億 7,799 万 1 千円とするものでございます。予算の内容につきましては、45 ページに款項ごとに計上してございますが、歳入歳出予算事項別明細書により、目ごとにご説明させていただきます。

47 ページをお開き願ひます。歳入でございます。第 2 款国庫支出金、第 2 項国庫補助金、第 3 目調整交付金 250 万円の増額は、ドック健診事業補助金の増額に伴う財源として、特別調整交付金を増額するものでございます。第 7 款繰入金、第 1 項繰入金、第 1 目基金繰入金 2,118 万 5 千円の増額は、特別調整交付金の精算に伴う国庫への返還金及び特別高額医療費共同事業拠出金の増額分の財源として、後期高齢者医療給付費準備基金から繰入れするものでございます。

48 ページをお開き願ひます。歳出でございます。第 1 款総務費、第 1 項総務管理費、第 1 目一般管理費 1,718 万 5 千円の増額は、平成 27 年度長寿・健康増進事業の確定に伴う特別交付金の返還金でございます。第 3 款特別高額医療費共同事業拠出金、第 1 項特別高額医療費共同事業拠出金、第 1 目特別高額医療費共同事業拠出金 400 万円の増額は、拠出金の増加に伴う補正でございます。第 4 款保健事業費、第 1 項健康保持増進事業費、第 1 目健康診査費 250 万円の増額は、市町村のドック健診事業の増加に伴う補正でございます。

続きまして、条例関係でございます。49 ページをお開き願ひます。議案第 3 号は、和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例でございます。本条例につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第 104 条第 2 項に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う均等割軽減の基準見直し及び国の財源措置に伴う保険料軽減特例の見直しに伴い、所要の改正を行うも

のでございます。内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。

52 ページをお開き願います。まず、5 条の第 1 項は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の引用条文の整備でございます。

次に、第 16 条第 1 項につきましては、53 ページをお願いします。第 2 号は、均等割額 5 割軽減の基準額算出に用いる基本額を 26 万 5 千円から 27 万円に改め、第 3 号は、均等割額 2 割軽減の基準額算出に用いる基本額を 48 万円から 49 万円に改めるものでございます。第 4 号は、条例の構造を明確化するものでございます。

次に、第 2 項は、附則に見直し内容を規定するため削除し、54 ページをお開き願います。次に、次の第 3 項を繰り上げるものでございます。

次に、附則につきましては、国の改正例が示されたことから、全部改正するものでございます。68 ページをお開き願います。平成 29 年度の国の予算措置に伴う保険料軽減特例の見直しにつきましては、附則第 4 条において、所得の低い方に係る均等割額の 8.5 割軽減を継続し、69 ページをお願いしまして、附則第 7 条において、所得割額の 5 割軽減を 2 割軽減に改めて実施するとともに、附則第 8 条においては、被用者保険の被扶養者であった方に係る均等割額の 9 割軽減を 7 割軽減に改めて実施するもので、平成 29 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

続きまして、広域計画でございます。71 ページをお開き願います。議案第 4 号、和歌山県後期高齢者医療広域連合第 3 次広域計画の策定につきましては、地方自治法第 291 条の 7 第 1 項の規定により策定するものでございます。

74 ページをお開き願います。今回策定する第 3 次広域計画につきましては、第 2 次広域計画の計画期間を新制度移行までとしていましたが、後期高齢者医療制度の安定化や、持続可能な社会保障を実現するための様々な議論の中で、後期高齢者医療制度に関する法律の整備等が進められてきた経過及び社会の動向等も踏まえ、関係市町村の意見をお聞きし、平成 29 年度からの 5 年計画とするものでございます。計画の内容は、第 1 次計画及び第 2 次計画を基本的に踏襲しながら、基本構想の見直しを行い、高齢化の進展や医療費の増加等の現状と課題を踏まえて、制度の安定化・適正化等の取組みを新たに基本方針とし、その方針に沿って基本施策を定めております。77 ページをお開き願います。制度運営に必要な事務につきましては、広域連合と関係市町村が相互に連携を図りながら、適正かつ効率的に進めるための役割分担を明記してございます。78 ページをお開き願います。広域計画の期間は、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間でございます。

続きまして、議案第 5 号、第 6 号、平成 29 年度当初予算関係についてご説明いたします。

議案書の 80 ページをお開き願います。議案第 5 号は平成 29 年度一般会計予算でございます。歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1 億 9,827 万 6 千円と定めるとともに、一時借入金の最高額を 2,000 万円と定めるものでございます。予算の内容につきま

しては、81 ページ及び82 ページの第1表歳入歳出予算に款項ごとに計上してございますが、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明させていただきます。

83 ページをお開き願います。歳入歳出予算事項別明細書総括でございます。予算の概略につきましては、歳入歳出合計は前年度比較で287万1千円の減額でございます。減額の主な要因は、財務会計システムの改修完了などによるものでございます。それでは、予算の詳細について目ごとにご説明させていただきます。

84 ページをお開き願います。歳入でございます。第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金1億9,477万4千円は、広域連合事務局派遣職員の人件費及び一般事務経費を構成市町村に負担していただくものでございます。

第2款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目調整交付金343万5千円は、保健師1名の経費について、長寿・健康増進事業に係る特別調整交付金を受入れするものでございます。

第3款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金9千円は、財政調整基金の原資の運用利子でございます。

第4款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金1千円は、科目存置でございます。

85 ページをお願いします。第5款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金1千円及び、次の第6款諸収入、第1項預金利子、第1目預金利子1千円は、科目存置でございます。第6款諸収入、第2項雑入、第1目雑入、5万5千円は、臨時職員及び嘱託職員の雇用保険料自己負担分等でございます。

86 ページをお開き願います。歳出でございます。第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費240万7千円は、広域連合議会の運営に要する諸経費でございます。87 ページをお願いします。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費1億9,502万1千円は、派遣職員の人件費及び事務局の運営に要する諸経費でございます。なお、特別職及び一般職の給与費明細書につきましては、93 ページから95 ページまでをご参照願います。戻っていただきまして、89 ページをお開き願います。一般管理費の主なものをご説明させていただきます。第14節材料及び賃借料1,836万9千円は、事務局事務所の借上げなどに係る費用でございます。90 ページをお開き願います。第19節負担金補助及び交付金1億4,215万3千円は、派遣職員の給与などに係る費用でございます。第2目公平委員会費4万1千円は、公平委員会の運営に要する諸経費でございます。第3目財政調整基金費9千円は、財政調整基金の運用利子を基金に積み立てるものでございます。

91 ページをお願いします。第2款総務費、第2項選挙費、第1目選挙管理委員会費6万5千円は、選挙管理委員会事務に要する諸経費、第2目広域連合長選挙費9千円は、広域連合長選挙に要する諸経費、第3目広域連合議会議員選挙費7千円は、広域連合議会議員選挙に要する諸経費でございます。

92 ページをお開き願います。第 2 款総務費、第 3 項監査委員費、第 1 目監査委員費 16 万 7 千円は、監査事務執行に要する諸経費でございます。

第 3 款公債費、第 1 項公債費、第 1 目利子 5 万円は、一時借入金利子を計上してございます。第 4 款予備費、第 1 項予備費、第 1 目予備費につきましては、50 万円を計上してございます。

続きまして、98 ページをお開き願います。議案第 6 号、平成 29 年度特別会計予算でございます。歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1,418 億 2,154 万 3 千円と定めるとともに、一時借入金の借入れの最高額を 100 億円と定めるものでございます。また、地方自治法第 220 条 第 2 項ただし書の規定により、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内での各項間の予算の流用を定めるものでございます。予算の内容につきましては、99 ページから 102 ページに、第 1 表 歳入歳出予算として款項ごとに計上してございますが、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明いたします。

103 ページをお開き願います。まず、予算の概略でございます。歳入歳出予算事項別明細書総括の歳入でございます。前年度と比較いたしまして、47 億 7,291 万 8 千円の増額となっております。この主な要因は、被保険者数及び一人当たり医療給付費の増加等に伴う保険給付費等の増加により、第 1 款分担金及び負担金から第 4 款支払基金交付金までの定率負担金等が増加となったものでございます。

104 ページをお開き願います。歳出でございます。前年度と比較して 47 億 7,291 万 8 千円の増額となっております。主なものといたしましては、第 1 款総務費で 2,582 万 3 千円の増額、第 2 款保険給付費で、47 億 144 万 9 千円の増額、第 4 款保健事業費で 4,201 万 7 千円の増額となっております。保健事業におきましては、平成 29 年度から医科健診の自己負担金 600 円を無料とし、より受診しやすい環境を整え、受診率の向上をめざすものでございます。

続きまして、予算内容の詳細につきましては、目ごとにご説明いたします。

105 ページをお願いします。歳入でございます。第 1 款分担金及び負担金、第 1 項負担金、第 1 目市町村分賦金 233 億 2,447 万 4 千円は、一般事務経費の負担分である事務費分賦金として 4 億 6,448 万円、市町村が徴収する保険料である保険料等負担金として 84 億 3,740 万 4 千円、医療費に係る市町村の法定負担分である療養給付費負担金として 112 億 9,586 万 4 千円、均等割保険料の軽減に対する財源補填分である保険基盤安定制度負担金として 31 億 2,672 万 6 千円を、それぞれ構成市町村に負担いただくものでございます。

106 ページをお開き願います。第 2 款国庫支出金、第 1 項国庫負担金、第 1 目療養給付費負担金 338 億 8,759 万 3 千円は、医療費に係る国の法定負担分で、第 2 目高額医療費負担金 5 億 4,912 万 8 千円は、1 件 80 万円を超える高額な医療費の保険料相当分の 4 分の 1 を国が負担するものでございます。

第2款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目健康診査事業費補助金5,406万5千円は、健康診査事業に対して交付を受けるものでございます。第2目特別高額医療費共同事業費補助金895万1千円は、特別高額医療費共同事業への拠出金に対する補助金でございます。第3目調整交付金128億8,730万6千円は、広域連合間における被保険者の所得格差の不均衡是正を図る目的で交付を受ける普通調整交付金及び保健事業を充実させるためなどに交付を受ける特別調整交付金でございます。第4目医療費適正化等推進事業費補助金178万3千円は、後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品の普及促進事業及び重複・頻回受診等への訪問指導強化事業に対して交付を受けるものでございます。第5目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金7億8,718万9千円は、保険料軽減等の特例措置に伴う財源として交付を受けるもので、軽減内容見直しの影響を見込んでございます。社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、対象事業の完了により廃目としております。

107ページをお願いします。第3款県支出金、第1項県負担金、第1目療養給付費負担金112億9,586万4千円は、医療費に係る県の法定負担分で、第2目高額医療費負担金5億4,912万8千円は、1件80万円を超える高額な医療費の保険料相当分の4分の1を県が負担するものでございます。第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第1目後期高齢者交付金569億4,045万3千円は、現役世代からの保険給付に係る支援金でございます。第5款共同事業交付金、第1項共同事業交付金、第1目特別高額医療費共同事業交付金2,846万8千円は、著しく高額な医療費を全国の広域連合で共同負担し、広域連合の財政負担を軽減させるため交付されるものでございます。

108ページをお開き願います。第6款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金4万3千円は、後期高齢者医療給付費準備基金の原資の運用利子でございます。第7款繰入金、第1項繰入金、第1目基金繰入金13億832万9千円は、保険料率抑制のために平成29年度に必要な財源を、後期高齢者医療給付費準備基金から繰入れするものでございます。第8款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金は、科目存置として1千円を計上してございます。

109ページをお願いします。第9款諸収入、第1項延滞金、加算金及び過料、第1目延滞金1千円及び、次の第2目加算金1千円は科目存置でございます。第9款諸収入、第2項預金利子、第1目預金利子1千円は、歳計現金の預金利子を科目存置として計上しております。第9款諸収入、第3項雑入、第1目第三者納付金1億7,206万3千円は、交通事故などにおける保険給付について、過失割合に応じて加害者から納付されるものでございます。第2目返納金2,670万1千円は、不正不当利得の返納金でございます。第3目雑入には、科目存置として1千円を計上してございます。

110ページをお開き願います。歳出でございます。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費4億6,949万5千円は、被保険者の資格管理や保険給付の管理等、後期高齢者医療事務の執行に要する諸経費でございます。

ます。主なものは第13節委託料で、電子計算機システム運用委託料、保険給付に係るレセプト点検委託料、111ページに移りまして、レセプトの電子データの保管を行う画像処理業務委託料、レセプトの資格給付・給付確認並びに統計資料作成などを行う保険者事務執行業務委託料等に3億4,312万5千円を計上し、第14節使用料及び賃借料で、電算処理の標準システム及び市町村に配置した電子計算機器等の借上料等といたしまして、5,857万3千円を計上してございます。また、第19節負担金補助及び交付金には、新規事業として、マイナンバー制度に係る医療保険者向け中間サーバー負担金1,366万8千円を計上してございます。112ページをお開き願います。第1款総務費、第2項賦課徴収費、第1目賦課徴収費32万4千円は、被用者保険の被扶養者であった方の情報突合などに要する諸経費でございます。

第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目療養給付費1,369億7,900万円は、医科、歯科、調剤、入院時食事・生活療養費、及び訪問看護に係る保険給付でございます。第2目療養費20億2,400万円は、一般診療、補装具、柔道整復、鍼灸、あんま、マッサージ等に係る保険給付でございます。第3目審査支払手数料3億1,538万9千円は、レセプトの審査及び医療機関への支払業務の委託に伴う手数料でございます。113ページをお願いします。第2款保険給付費、第2項高額療養諸費、第1目高額療養費11億5,100万円は、医療費の支払額が高額となり一定の基準額を超えた場合に支給する保険給付で、第2目高額介護合算療養費1億6,300万円は、1年間の医療費と介護サービス費用の自己負担額の合算額が一定の基準額を超えた場合に支給する保険給付でございます。第2款保険給付費、第3項葬祭諸費、第1目葬祭費3億156万円は、被保険者の死亡に伴い、定額3万円の保険給付を行うものでございます。第2款保険給付費、第4項その他医療費、第1目その他医療費50万円は、災害で被災された方などの一部負担金等減免給付金でございます。

114ページをお開き願います。第3款特別高額医療費共同事業拠出金、第1項特別高額医療費共同事業拠出金、第1目特別高額医療費共同事業拠出金4,522万1千円は、著しく高額な医療費に全国の広域連合が共同で取り組む事業に拠出するものでございます。また、その事務費として第2目特別高額医療費共同事業事務費拠出金8万4千円を計上してございます。

第4款保健事業費、第1項健康保持増進事業費、第1目健康診査費3億3,832万6千円は、被保険者の健康保持増進と健康意識の高揚を図るために要する諸経費でございます。主なものは、第13節委託料で、医科健診及び歯科健診について健康診査実施医療機関への健診及び受診者データの管理を委託するための経費等として2億7,318万6千円を計上してございます。なお、新規事業として次期データヘルス計画を作成するための委託料350万円を計上するとともに、健康診査委託料に医科健診の無料化に要する経費を計上してございます。

115ページをお願いします。第5款基金積立金、第1項基金積立金、第1目後期高齢

者医療給付費準備基金積立金 4 万 3 千円は、同基金の運用益を積み立てるものでございます。第 6 款公債費、第 1 項公債費、第 1 目利子 300 万円は、一時借入金の利子でございます。

116 ページをお開き願います。第 7 款諸支出金、第 1 項償還金及び還付加算金、第 1 目保険料還付金 1,000 万円は、過年度分保険料の過誤納に伴う還付金として、市町村に交付するものでございます。第 2 目償還金は、科目存置として 1 千円を計上しております。第 3 目還付加算金は 60 万円を計上してございます。第 8 款予備費、第 1 項予備費、第 1 目予備費につきましては、前年度と同様 2,000 万円を計上してございます。

説明は以上のとおりでございます。慎重ご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○副議長 以上で、提案理由の説明は終わりました。ここで、しばらく休憩いたします。再開は 13 時 55 分、10 分間休憩いたします。

[午後 1 時 45 分休憩]

[午後 1 時 55 分再開]

○副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。ただいま議題となっている 9 件のうち、まず、日程第 4、承認第 1 号「専決処分の承認を求めることについて」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

[「討論なし」との声]

○副議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、承認第 1 号を採決します。本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○副議長 起立全員であります。よって、承認第 1 号は、原案のとおり承認することに決まりました。

次に、日程第 5、承認第 2 号「専決処分の承認を求めることについて」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

[「討論なし」との声]

○副議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、承認第 2 号を採決します。本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○副議長 全員起立であります。よって、承認第 2 号は、原案のとおり承認するこ

とに決しました。

次に、日程第6、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

[「討論なし」との声]

○副議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、承認第3号を採決します。本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○副議長 起立全員であります。よって、承認第3号は、原案のとおり承認することに決まりました。

次に、日程第7、議案第1号「平成28年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

[「討論なし」との声]

○副議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第1号を採決します。本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○副議長 起立全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第8、議案第2号「平成28年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。11番、田代哲郎君。

○田代議員 はい、11番。

48ページをお願いします。歳出の保健事業費、1項健康保持増進事業費、1目健康診査費で、19節負担金補助及び交付金250万円の計上です。ドック健診事業補助金ということでございます。

そこで質疑させていただきますが、人間ドックや脳ドック健診にかかる助成事業を実施している市町村の数といいますか、推移は、前回の平成28年8月の定例会より、どのように推移しているのか質疑いたします。以上です。

○副議長 当局より答弁をお願いします。

○事務局長 副議長、番外。

○副議長 事務局長。

○事務局長 11 番、田代議員のご質疑にお答えします。議案第 2 号、平成 28 年度特別会計補正予算（第 2 号）について、ドック健診事業を実施している市町村数の推移はとのご質疑でございます。

ドック健診事業は、市町村が実施する事業に対し、広域連合が国の補助金を活用して補助するもので、被保険者の健康増進、疾病の早期発見等に有効な事業であり、平成 22 年度から開始したものでございます。直近の推移につきましては、平成 26 年度は 20 市町村、平成 27 年度は 19 市町村に補助しております。なお、本年度につきましては、22 市町村から申請があり、現在事務を進めているところではありますが、当初見込みに比べ受診件数が増加する見込みであることから、この度増額補整をお願いしたものでございます。以上でございます。

○副議長 再質疑はありますか。

○田代議員 はい。

○副議長 11 番、田代哲郎君。

○田代議員 平成 28 年度は 22 件の申請が出されているということで、件数が増えていくということだということです。でもまあ、県下全ての市町村で実施されているということではないので、いまだに実施していない市町村に対しては、どのようなアプローチをされているのか、お尋ねいたします。以上です。

○副議長 当局より答弁願います。

○事務局長 副議長、番外。

○副議長 事務局長。

○事務局長 11 番、田代議員の再質疑にお答えします。ドック健診事業を実施していない市町村にどのようなアプローチを行っているのかとの質疑でございます。

ドック健診事業につきましては、先ほども答弁しましたとおり、被保険者の健康増進、それから疾病の早期発見等に大変重要な事業でありますので、市町村の後期高齢者医療担当者、担当課長で組織しております幹事会において、毎年、制度内容並びに事業の有効性を説明し、実施の協力を求めているところでございます。以上です。

○副議長 再々質疑はありますか。

○田代議員 ありません。

○副議長 以上で通告による質疑は終わりました。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

[「討論なし」との声]

○副議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第 2 号を採決します。本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○副議長 起立全員であります。よって、議案第 2 号は、原案のとおり可決するこ

とに決しました。

次に、日程第9、議案第3号「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。11番、田代哲郎君。

○田代議員 この条例改正は、所得の少ない被保険者にかかる保険料の減額で、均等割額5割軽減と2割軽減の対象者を拡充するということと、低所得者の保険料軽減特例の見直しで、所得割を平成29年度には5割軽減を2割軽減とすると、元被扶養者であった被保険者について、資格取得時期にかかわらず、平成29年度は9割軽減を7割軽減とするという内容のものです。

この条例改正については、平成29年度の単年度予算に対応したのですが、低所得者の保険料軽減特例の見直しで、政府の方針では平成30年度から所得割の保険料軽減を廃止することになっています。さらに元被扶養者であった被保険者についても、政府は平成30年度5割軽減に、そして、平成31年度からは資格取得後2年間のみ5割軽減とする方針です。

本会議では、条例改正案の内容についてしか質疑できないので、その範囲で質疑します。

第1点は、各自拡充される均等割額5割軽減と2割軽減の対象者は、県下では何人ほどで、それは県下の被保険者数の何%にあたるのか、これが第1点。

第2点は、併せて保険料軽減特例の見直しに伴う今回の条例改正で、所得割が5割軽減から2割軽減になる被保険者数は、県下では何人ほどで、被保険者総数の何%にあたるのか。

第3点は、元被扶養者であった方の均等割が9割軽減から7割軽減になる対象者は、県下では何人ほどで、被保険者総数の何%にあたるのか、お尋ねいたします。以上です。

○副議長 当局より、答弁願います。

○事務局長 副議長、番外。

○副議長 事務局長。

○事務局長 11番、田代議員のご質疑にお答えします。議案第3号、和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、3点ございます。

まず、1点目の均等割額5割軽減と2割軽減の対象者は県下で何人ほどで、被保険者総数の何%にあたるのかとのご質疑です。平成29年度の賦課見込で算出しましたところ、均等割額5割軽減の対象者は約15,100人、被保険者総数に占める割合は9.4%、均等割額2割軽減の対象者は約13,900人、被保険者総数に占める割合は8.65%となっております。

次に、2点目の所得割が5割軽減から2割軽減になる対象者は県下で何人ほどで、被保険者総数の何%にあたるのかとのご質疑です。こちらも平成29年度の賦課見込で算

出しましたところ、対象者は約 17,400 人、被保険者総数に占める割合は 10.79%でございます。

最後に、3 点目の元被扶養者であった方の均等割が 9 割軽減から 7 割軽減になる対象者は県下では何人ほどで、被保険者総数の何%にあたるのかとのご質疑でございます。こちらと同じく平成 29 年度の賦課見込で算出しましたところ、対象者は、約 16,800 人、被保険者総数に占める割合は 10.45%でございます。以上でございます。

○副議長 再質疑はありませんか。

○田代議員 ありません。

○副議長 以上で通告による質疑は終わりました。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。11 番、田代哲郎君。

○田代議員 はい、11 番。やはり、答弁内容では、軽減が広がる人よりも軽減が少なくなる人の割合の方が大きいようです。後期高齢者医療制度については、制度発足当初から、命に年齢で差別を持ち込み、高齢者の尊厳を著しく傷つけるものであるとして、制度の廃止を求めて今日まで運動を進めてきました。制度発足以来、多くの高齢者が不服審査請求を提出し、陳情を重ねています。この制度は、75 歳以上の人口と医療費が増えれば増えるほど保険料にはね返る仕掛けになっており、まさに高齢者は早く死ねと言わんばかりの仕組みです。

後期高齢者医療保険料について、国は均等割 5 割軽減と 2 割軽減の対象者を拡充する改善を行いました。同時に特例軽減の段階的廃止を打ち出しました。この条例改正は平成 29 年度の単年度予算に対応したのですが、低所得者の保険料軽減特例の見直しで、政府は平成 30 年度から所得割の保険料軽減を廃止する方針です。また元被扶養者であった被保険者についても、政府は平成 30 年度 5 割軽減に、そして平成 31 年度からは資格取得後 2 年間のみ 5 割軽減とする方針です。特に扶養家族だった人で後期高齢者医療制度に移った人は、5 倍から 10 倍もの負担増が強られるケースもあるとみられています。

長生きすることが許されないとでもいうような高齢者への仕打ちは、あまりにも非情であり、これにつき、介護殺人という悲しい事件も後を絶たない実情です。私達は、高齢者の人権と尊厳が大切にされることを願ってやみません。したがって、和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するこの条例案について反対いたします。以上です。

○副議長 以上で通告による討論は終わりました。他に討論はありませんか。

[「討論なし」との声]

○副議長 討論なしと認めます。よって討論を終結します。

これより議案第 3 号を採決します。本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○副議長 起立多数であります。よって、議案第3号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第10、議案第4号「和歌山県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の策定について」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。11番、田代哲郎君。

○田代議員 はい、11番。議案書の75ページから76ページにかけて質疑いたします。

4番、基本施策で(1)医療費の適正化の7行目です。「医療費適正化につながる新たな事業として、生活習慣病等の重症化予防や、フレイル、つまり虚弱対策等への取組を推進します。」となっています。具体的にはどんな事業を考えられておるのか、これが1点目です。

次に保健事業の推進の3行目です。「県や関係市町村等と連携し、国の動向も踏まえて、高齢者の特性に応じた効果的な事業を推進します。」となっていますが、これについても、具体的にはどんな事業を考えておられるのか、お尋ねいたします。以上です。

○副議長 当局より、答弁願います。

○事務局長 副議長、番外。

○副議長 事務局長。

○事務局長 11番、田代議員のご質疑にお答えします。議案第4号、和歌山県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の策定について、2点ございます。

まず1点目の、生活習慣病等の重症化予防やフレイル対策等とはどのような事業かのご質疑でございます。これら事業は、高齢者の特性に応じた効果的な保健事業として、現在、国がガイドラインの作成を進めているところで、この事業は医療費の適正化につながるものとされております。そうした中、本年度モデル事業として、生活習慣病等の重症化予防の関係では糖尿病性腎症の透析予防事業、フレイル対策の関係では低栄養改善事業などの取り組みが行われております。本広域連合といたしましては、これらモデル事業の結果及び成果を見極めて、取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。

○副議長 再質疑。もう一点ある。もう一点。

○事務局長 失礼しました。次に2点目でございます。県や関係市町村と連携し、国の動向も踏まえて高齢者の特性に応じた効果的な事業を推進するとはどのような事業かのご質疑でございます。

高齢者の特性に応じた効果的な事業とは、先に答弁しましたとおり、現在、国が取り組んでいる糖尿病性腎症の透析予防事業や、低栄養改善事業などを考えております。また、これら事業を推進するにあたりましては、現行の保健事業と結び付けて、広域連合がレセプト等の情報を活用して、早い段階で対象者を発見し、県及び市町村と連携を図

りながら、重症化予防の取り組みを進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長 再質疑はありませんか。

○田代議員 ありません。

○副議長 以上で通告による質疑を終わります。これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「討論なし」との声]

○副議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第4号を採決します。本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○副議長 起立多数であります。よって、議案第4号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第11、議案第5号「平成29年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。11番、田代哲郎君。

○田代議員 はい。議案書の87ページをお願いします。歳出で、第2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、第1節の報酬です。嘱託職員報酬として936万円が計上されています。平成28年度の予算説明で、保健師を含む報酬ということで説明を受けております。今回も変わらないんだろと思いますが、保健師の現在までの具体的な活動の状況等について説明をお願いします。

○副議長 当局より、答弁願います。

○事務局長 副議長、番外。

○副議長 事務局長。

○事務局長 11番、田代議員のご質疑にお答えします。議案第5号、平成29年度一般会計予算について、保健師の活動状況はとのご質疑でございます。

保健師につきましては、データヘルス計画に基づく保健事業等を円滑に推進するため、国の特別調整交付金を活用して、今年度から雇用したものでございます。業務内容につきましては、現在、本広域連合が進めている各種の保健事業における事務及び市町村等との連絡調整の他、市町村の保健師などで構成する保健事業推進協議会の運営に携わっております。また、今後の保健事業の進め方について、レセプト等のデータ分析を行うなど、調査研究を行っているところでございます。以上でございます。

○副議長 再質疑はありませんか。

○田代議員 ありません。

○副議長 以上で通告による質疑は終わりました。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。11番、田

代哲郎君。

○田代議員 先ほどの条例改正案の討論でも述べましたとおり、高齢者を75歳という年齢だけで区別して、あらゆる医療保険から切り離すという高齢者の尊厳を無視し、そうした差別医療制度に一貫して反対し、私達はその廃止を求めて運動しています。そうした理由から、平成29年度後期高齢者医療一般会計の当初予算案を、特に問題がないとしても賛成することはできません。広域連合は国の制度に沿って予算を提案したのですが、制度に反対して活動を繰り返している以上、この当初予算には反対いたします。以上です。

○副議長 以上で通告による討論は終わりました。他に討論は、ありませんか。

[「討論なし」との声]

○副議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第5号を採決します。本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○副議長 起立多数であります。よって、議案第5号は、原案のとおり可決することに決まりました。

次に、日程第12、議案第6号「平成29年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。20番、玉置一郎君。

○玉置議員 はい、20番。副議長のお許しをいただきましたので、通告にしたがい、質疑をさせていただきます。

議案書114ページの第4款保健事業費、第1項健康保持増進事業費、第1目健康診査費についてお聞きします。本年度から保険者インセンティブという制度が始まり、健康診査などの保健事業について、広域連合の努力に応じて、国から特別調整交付金が交付されると聞いております。これは、国が保健事業の推進を支援する仕組みであり、保健事業に重きをおいた政策だと理解しております。保健事業については、様々な新しい事業もあるようですけれども、私は、まず、この健康診査が基本ではないかと考えております。健康診査を定期的に受診することにより、病気の早期発見、早期治療や健康の保持、増進に結びつけていくことが大切ではないでしょうか。

そこで、広域連合が健康診査について、どのような取組みをされてきたのか、また、実施状況はどうなっているのか、そして全国の状況も含めてお答え願います。

○副議長 当局より、答弁願います。

○事務局長 副議長、番外。

○副議長 事務局長。

○事務局長 20番、玉置議員のご質疑にお答えします。議案第6号、平成29年度特別会計予算につきまして、健康診査費に関連して、健康診査の取組み及び実施状況はと

のご質疑でございます。

本広域連合の健康診査は、被保険者の健康の保持増進及び生活習慣病の早期発見並びに医療費適正化の推進を図ることを目的に、保健事業の中核をなす事業として、制度発足の平成 20 年度から医科健康診査を実施しております。また、本年度からは歯科健康診査も開始いたしました。

まず、医科健康診査につきましては、和歌山県医師会のご協力のもと、全ての被保険者を対象に、医療機関での個別健診を実施しており、自己負担金は 600 円をいただいております。

次に、歯科健康診査につきましては、和歌山県歯科医師会のご協力のもと、市町村国保の節目健診を引き継ぐ形で、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳以上の方を対象に個別健診を実施しており、自己負担金は無料としております。

次に、健康診査をより多くの方に受診していただくための取組みといたしましては、まず平成 26 年度から、対象者全員に直接受診券を送付し、受診券の申込みの手続きを不要といたしました。また、受診率の向上を図るため、来年度からは、医科健康診査の自己負担金 600 円を無料化することとしています。

次に、被保険者に向けた周知広報の取組みにつきましては、テレビの番組やコマーシャル、ラジオ、新聞などのマスメディアを活用した広報に加えて、被保険者に直接送付する医療費通知に健診のお知らせを掲載しております。また、県及び構成市町村には広報誌への掲載をお願いしています。

次に、健康診査の実施状況でございますが、歯科健康診査につきましては、本年度からの事業でありますので確定数値がございません。医科健康診査につきましては、平成 27 年度の受診者数は 17,050 人で、受診率は 11.3%となっており、47 の広域連合の中では 41 位で、全国と比較しますと低い状況にありますので、健康診査の目的及び目標を達成するため、より受診しやすい環境を整え、受診率の向上を図ることが必要であると考えてございます。以上でございます。

○副議長 再質疑はありますか。20 番、玉置一郎君。

○玉置議員 はい、20 番。答弁いただきましたので、再質疑を手短かにさせていただきます。健康診査への取組み、実施状況については、だいたい理解できました。また、医科健康診査の受診率が目標に達してないこと、そして全国の状況と比較すると現況ではまだまだ低いということで、受診率を上げるために申込み方法の改善や、周知広報に努力されてきたこと、新たに自己負担金の無料化、この大きな点を予定されているということは、本当に後期高齢者、加入者としては喜びだと思います。理解できました。

ただ、しかしながら、それだけでは、まだまだ対応は十分ではないと考えます。ただ今のご答弁の中でも、医科、歯科ともに個別健診を実施しているということでありますけれども、健診の方法には集団健診という方法もあるのではないのかと考えます。市町

村の国民健康保険、国保では特定健康診査の集団健診が行われております。集団健診であれば、ご近所で誘い合わせながら受けていただけるという効果もあり、さらに、市町村の国民健康保険と一緒に実施できれば、夫婦や親子が連れ添って、連れ立って受診することもできます。私は、この集団健診が受診率の向上に最も有効ではないかと考えています。

そこで、全国的に低いレベルにある当県の受診率を向上させるため、来年度から市町村と協力して集団健診に取り組むべきではないかと考えています。そして、全ての市町村との連携と協力が無理だとしても、実施可能な市町村から実施すべきではと考えますが、広域連合としてのお考えを是非お聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○副議長 当局より、答弁願います。

○事務局長 副議長、番外。

○副議長 事務局長。

○事務局長 20番、玉置議員の再質疑にお答えします。受診率向上のために市町村と協力して集団健診に取り組むべきではないかのご質疑でございます。

集団健診につきましては、市町村では国民健康保険において特定健診の集団健診が行われております。また全国の広域連合におきましても、何らかの形で集団健診を実施しており、個別健診のみで行う広域連合は、本県だけとなっております。議員ご指摘のとおり、当広域連合でも集団健診の有効性を認識しておりますので、平成29年度から実施するよう個別に構成市町村と協議を進めてまいりたいと思います。以上でございます。

○副議長 再々質疑はありませんか。

○玉置議員 ありません。

○副議長 次に、11番、田代哲郎君。

○田代議員 はい、11番。それでは、副議長のお許しで質疑させていただきます。

議案書の111ページをお願いします。特別会計の歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で13節委託料です。重複・頻回受診者訪問委託料68万8千円の計上になっております。この事業の平成28年度の実績はどんな状況なのかお尋ねいたします。

それから、同じく111ページの19節負担金補助及び交付金です。医療保険者向け中間サーバー負担金1,366万8千円という計上です。これは説明の中でも若干触れられていましたが、マイナンバーに伴うものだというのですが、具体的に中間サーバーとは、どんな事業なのかを、説明をお願いします。

114ページに移ります。ただ今の玉置議員からの質疑にも一部重複する部分があります。114ページ、4款保健事業費で、1項健康保持増進事業費です。1目健康診査費、3億3,832万6千円の計上です。平成28年度では2億9,630万9千円ですから、かなり増やして計上されています。13節委託料2億7,318万6千円の計上です。データヘルス計画では、平成29年度は15%の受診率を目指す目標にしているということですが、

先ほどの答弁の中で、現行では 11.3%に留まっているということでした。先ほどの玉置議員からの質疑でもありましたように、例えば、各市町村へ、集団健診の実施を委託すれば、集団健診として実施できるという、で、今、特定健診の集団健診を実施している自治体は多いと思います。で、我が紀美野町でも、がん検診と併して、国保の特定健診を集団健診で実施しております。そうすると非常にかん健診も受けられるし、特定健診も受けられるということで、受診率が上がるということで、特定健診では 35%程度の受診率になっています。で、先ほども質疑にありましたとおり、まず市町村に委託して、受診勧奨だけでも委託する、実施する考えはないのか、その点について。

それから、貧血と心電図など、これは医師の診断がないと受けられないということになっておりますので、基本健診項目にそうしたものを加えることはできないだろうかという。で、実施のあり方にもありますが、やはり健診の内容が魅力のあるものでないと、なかなか健診率は上がらないのではないかと思います。

それから先ほどの玉置議員の質疑にもありましたように、実施を市町村に委託すれば、特定健診やがん健診とともに、集団健診ができるので受診率がもっと上がると思います。先ほどの答弁の中では、確か、なんか和歌山県だけが実施されてないような答弁だったんですが、そうであれば、やはりこの部分に非常に力を注いでいただきたいと思っておりますけども、来年度からは受診料 600 円も無料化するという事なので、併せて、この部分に力を注いでもらうことはできないのか、答弁をお願いします。

○副議長 当局より、答弁を願います。

○事務局長 副議長、番外。

○副議長 事務局長。

○事務局長 11 番、田代議員のご質疑にお答えします。議案第 6 号、平成 29 年度特別会計予算について 3 点ございます。

まず 1 点目の重複・頻回受診者訪問事業の平成 28 年度実績はどのような状況かのご質疑でございます。重複・頻回受診者訪問事業につきましては、広域連合が市町村に委託して実施しているもので、広域連合がレセプト情報から過度な受診が見受けられる対象者を抽出し、そのデータをもとに各市町村の保健師が指導対象者を選定し、適正受診に必要な指導援助を行う事業でございます。平成 28 年度の実施状況につきましては 6 市町村で行っております。

次に、2 点目の医療保険者向け中間サーバーの負担金事業についてのご質疑でございます。医療保険者向け中間サーバー負担金につきましては、平成 29 年度新規事業で、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度における情報連携が、平成 29 年 7 月から開始されることによるものでございます。中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを介して情報連携を行うため、ネットワーク上において、個人情報情報を保存管理し、情報の受け渡しをするために必要となります。本負担金は、中間サーバー等を運営する上で必要となる運用保守費用及び次期システムへの積立金等の必要経費を、各医

療保険者が被保険者数等を基準に応分の負担をするものでございます。

最後に3点目の健康診査についてでございます。まず、市町村に委託して受診勧奨をする考えはないのかとのご質疑でございます。未受診者に対する受診勧奨につきましては、対象者が約13万人を超えますので、市町村に委託した場合でも、はがきや手紙での勧奨となり、広域連合が直接実施する場合と同様に、郵送料などの多額の費用がかかります。また、保健事業に係る費用は、現在、国の補助金と合わせて保険料を充てているため、補助対象外の事業を行うとなれば、被保険者の負担の増加につながるもので、実施は難しいと考えております。

次に、貧血と心電図などを基本診査項目に加えることはできないのかとのご質疑でございます。貧血検査と心電図検査につきましては、健診時に医師が必要と認めた場合に行う追加項目として、特別調整交付金の補助を受けて実施しているものでございます。これらを基本的な健診項目に加えた場合、国の補助金を受けられず、同じく保険料を充てることになるため、実施は難しいと考えます。

最後に、健診の実施を市町村に委託すれば特定健診やがん検診とともに、集団検診ができるので受診率がもっと上がると思うが考えはどうかとのご質疑でございます。集団健診につきましては、先ほど、玉置議員のご質疑にもお答えしましたとおり、来年度、実施可能な市町村から、国保の特定健診に併せて実施できるよう進めてまいります。以上でございます。

○副議長 再質疑はありませんか。

○田代議員 はい。

○副議長 11番、田代哲郎君。

○田代議員 健康診査の市町村委託については、来年度から実施可能と思われる市町村から委託してもらうように調整を進めるというふうに受け取ったんですが、できれば全ての市町村に受託してもらえばいいわけですけど、そういう働きかけでの実現の見通しというのは、どういうふうに考えておられるのか、これは和歌山県だけがやれていないということなんで、その点についての考えをお伺いいたします。

○副議長 当局より、答弁を願います。

○事務局長 副議長、番外。

○副議長 事務局長。

○事務局長 11番、田代議員の再質疑にお答えします。集団健診について、全ての市町村では無理だと思うが、実施はしていくのかというようなご質疑であったかと思えます。来年度、議員ご指摘の通り、全ての市町村で行うことは無理だというふうに認識しておりますが、必ず、幾つかの市町村で実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長 再々質疑はありませんか。

○田代議員 はい。

○副議長 11 番、田代哲郎君。

○田代議員 来年度から全ての市町村で実施するというのは無理だと思うが、実施できる市町村から実施してもらうように働きかけていきたいということで、全ての市町村で行えれば、一番いいと思うんですが、その委託を働きかける場合に、なかなか応えてもらえない、快く応えてもらえないという事情があるんじゃないかと思います。その全ての市町村に快く引き受けてもらえない事情というのは、要因というんですか、どういうふうに見ておられるのかを、その点について再々質疑いたします。以上です。

○副議長 当局より、答弁を願います。

○事務局長 副議長、番外。

○副議長 事務局長。

○事務局長 11 番、田代議員の再々質疑にお答えします。

市町村で受け入れられない要因はどのようなことかというご質疑であります。これまでも各市町村の保健師さん等々、協議を進めてまいりましたが、まず1点目は保健師さんが業務多忙であり、なかなか後期まで仕事がまわりにくいことが1点、続いて特定健診と併せて行う事業については、国保の特定健診者が多数で、その中に後期高齢者の被保険者を入れることになると1日ではなかなか難しいということ、3点目といたしましては、我々が現在行っている健康診断の項目と各市町村が行う項目、これに違いがあります。この調整をするうえで、かなり長引く交渉が必要になるのかなというふうに考えています。以上でございます。

○副議長 以上で通告による質疑は終わりました。これにて質疑を終結します。

○所議員 議長、発言の許しをお願いします。

○副議長 通告にありませんので、質問は許しません。

○所議員 それはおかしいわ。

○副議長 以上で通告による質疑は終わりました。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。11 番、田代哲郎君。

○田代議員 それでは、副議長のお許しをいただいて反対討論を行います。一般会計のところでも、反対討論で75歳という年齢で区別してあらゆる医療保険から切り離すという高齢者の尊厳を無視した差別医療制度ということで、この制度に一貫し、廃止を求めて活動しています。また、一般会計のところでは、予算内容に特別の問題がなかったということでしたが、この特別会計には、特例の見直しによる保険料軽減の変化とか後退とか、新たに新規事業として私たちがこれも制度に反対しているマイナンバーにかかる予算も追加されています。そうした理由もありまして、平成29年度後期高齢者医療特別会計の当初予算には、賛成することはできません。広域連合は国の制度に沿って予算を提案したのですが、制度に反対して活動を繰り広げているのと、そうした新しい予算措置がなされている以上、この当初予算には反対します。以上です。

○副議長 以上で通告による討論は終わりました。他に討論は、ありませんか。

[「討論なし」との声]

○副議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第6号を採決します。本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○副議長 起立多数であります。よって、議案第6号は、原案のとおり可決することに決しました。

お諮りします。ただいま本会議において議決された各案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、会議規則第38条の規定により、その整理を議長に委託されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」との声]

○副議長 ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

以上で、本定例会の日程はすべて終了しました。

閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

本定例会の提出されました諸議案について、議員各位の終始真剣なご審議により、すべて議了し、無事閉会の運びとなりました。議員各位に衷心により敬意を表するとともに、ご協力に深く感謝申し上げます。

寒さ厳しい折、議員並びに当局の皆さんにおかれましては、ご自愛いただき、ご健勝で、広域連合発展のためにご尽力くださることをお願い申し上げ、簡単措辞ではございますが、閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可します。

○連合長 番外、広域連合長。

○副議長 広域連合長、神出政巳君。

[広域連合長 神出政巳君 登壇]

○連合長 閉会にあたりお許しをいただき、ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、慎重にご審議をいただき、提出諸議案について、いずれもご賛同いただき、厚く御礼を申し上げます。今後も後期高齢者医療制度の保険者として、構成市町村と一層の連携を深め、保険者機能の充実、安定した医療の給付に努めてまいり所存でありますので、なお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

そして、後になりましたが、2年、3年のそれぞれの任期を終えられ、新年度には派遣元に戻られる富永事務局長、一岡事務局次長、山澤会計管理者、上西総務課主査には広域連合運営のご労苦に対しまして、あらためて感謝を申し上げ、今後とも変わらぬご厚誼を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、議員の皆様方には、健康に十分留意され、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げ、閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

○副議長　これにて、平成29年2月15日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。どうもありがとうございます。

午後2時54分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

副 議 長 堀 口 晴 生

署 名 議 員 溝 北 好 一

署 名 議 員 沼 谷 美 次